

木材加工領域

1・1 一般的注意事項

- (1) 服装は、袖口・上着袖のしっかりした、動き易い物を着用すること。
(白衣等で裾のひらひらした物は危険である。)場合によっては、帽子を着用する。
- (2) 主スイッチ・起動スイッチを入れる場合は、機械の周りの安全を確認し操作する。
- (3) 災害・事故等を未然に防ぐよう、整理・整頓に努める。
- (4) 作業終了時には、清掃を行う。

1・2 実習中の注意事項

1. 手工具での作業

- (1) 使用する工具の特徴・特性をマニュアル等により十分理解して作業を行う。
- (2) 刃物類の移動時には刃物カバーを装着する。
- (3) 刃物類の保管は十分な手入れをした後にする。

2. 種類別の注意事項〔手工具〕

(1) かんな

1. すぐ後方に他の作業者がいないことを確認してから、作業をする。
2. こぼ・こぐち削りの場合、材料を手で押さえる時は、指を切削面に出さない。
3. かんなを置く時は、刃を横向きにして置く。
4. かんな身を抜くときは、かんな身に指を添えてしっかりと保持する。
5. かんな身を抜きとるときは、指を添えて裏金と一緒に抜く。

(2) のこぎり

1. こみが柄に確実に固定されていることを確認する。
2. 材料を確実に固定させるため、ジグや木工万力を使用する。
3. 受け渡しは柄を持ち確実に手渡しをする。

(3) げんのう・木槌

1. 柄のしこみが確実であることを確認する。
2. 柄のしこみをきつくする時は、柄じりをたたく。

(4) きり

1. 作業時以外はさやをつける。
2. 作業中にきりを一時置く時は、転がり落ちないように置く場所や向きに注意する。

(5) ねじ回し

1. ねじみぞの大きさ(深さ、幅)にあったものを使う。
2. ねじ回しの先端より手を出さない。
3. 材料等は、万力等を用いて固定して作業をする。
4. ねじ回しの先端が、ねじみぞからはずれないように一方の手を本体に添え、他の手で押しつけながら回す。

(6) その他

3・3. 加工機械での作業

- (1) 手袋を着用しての作業は厳禁する。
- (2) 使用する機械の特徴・特性をマニュアル等により十分理解して作業を行う。
- (3) 刃の固定、ボルトの点検、ベルトの張り具合等が確実にされていることを確認する。
- (4) 機械の回転部・動力伝達部にはカバーがされていることを確認する。
- (5) 清掃・点検・注油・調整が適切であることを確認する。
- (6) 摩耗した刃は使用しない。
- (7) 指導者が作業員、他の者が補助者となり、2人以上で作業を行う。
- (8) 生徒が作業員となる場合は、必ず指導者の指揮・監督の下に行う。
- (9) 作業員は、指示された位置で機械の操作をする。
- (10) 作業中は話しをしたり、わき見をしたりしない。
- (11) 起動スイッチを入れる場合は、次の安全を確認する。
 1. その機械の周りに人がいないこと。
 2. 刃等回転する部分に材料等が触れていないこと。
- (12) モータが回転を始めたら、異常な音・振動のないことを確認する。
- (13) 作業は、機械が定常状態になってから行う。
- (14) 刃を交換する時は、起動スイッチ・主スイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、軸の回転を固定するための装置を備えてから行う。
- (15) 作業が終わったら、すぐ起動スイッチを切る。
- (16) スイッチの操作は作業員本人が行う。

4. 種類別の注意事項〔加工機械〕

(4) 角のみ盤

1. 材料は確実に固定する。
2. 押し込みレバーの操作は静かに行う。
3. 木くずは手で払わない。

(5) 糸のこ盤

1. 刃の両端を確実に固定し、刃が折れた時に刃が飛散しないようにする。
2. 材料の材質や加工に合った刃を使用する。
3. 刃の向きや張り具合を点検する。
4. 機械の性能以上に厚い材料を切断しない。
5. 切断線上に手を置かない。
6. 顔を近づけすぎないようにする。
7. 材料はテーブルにあたる面が平面の物を用いる。
8. 持ちにくい小さい材料は切断しない。

(6) 卓上ボール盤

1. 作業には手袋を絶対に使用しない。
2. ドリルの刃の径により、「回転数」を予め選定しておく。
3. ドリルの刃は、ドリルチャックにきちんと取り付ける。
4. 被加工物を確実に取り付ける等のように「取扱い要・注意」とする。
5. ドリルチャックの回転停止は自然停止とする。

6. その他

(7) その他

5. 塗装時に於ける注意事項

- (1) 有機溶剤は基本的に使用禁止。
- (2) 有機溶剤を使用する場合は、火気の使用を禁止する。

1・3その他の注意事項

- (1) 火災等、非常事態発生時の処置方法については、別に定める。

電気・情報基礎領域

2・1一般的事項

1. 「慣れ」は極めて危険な事態に陥り易い。常に、初心を貫徹する心掛けが大切である。
2. 電源の確認をまず行う。
3. 実験場所(机)の電源を確認しておく。
4. 実習用工具箱中の工具類を確認しておく。
5. はんだごてを使用する場合には、必ず「こて台/置台」を使用する。
6. はんだごてによる「火傷」、「電線類の焼き」、「衣服の焦がし」等をしないように十分に注意をする。
7. 電気実習室内の「卓上ボール盤」、「万力」等の取扱いには十分に留意する。
8. 実験・実習中はもちろん、完了時には、机上及び実習室全体の掃除をする。
9. 情報実習室内及びコンピュータ室内においても上記に準ずる。
10. その他

2・2個別事項

【5】 パーソナルコンピュータを利用した実験、実習

1. ディスプレイ画面を見続けることによる目の疲労に注意する。
2. 入力作業による、指、手、肩の疲労に注意する。
3. 微弱ではあるがパソコンより放射される電波の長時間被曝に注意する。
4. その他

【6】 その他

1. 電源やコード関係において、充電部に安易に手を触れない。
2. スイッチの開閉は、右手で行う習慣にする。
3. 実験・実習時はもちろん、それ以外の場合でも机上は、常に、「整理・整頓」しておく。
4. その他

3・3. 機械・工具使用上の注意事項

(1) 機械・工具使用上の心得

- (a) 機械・工具等を使用する者は必ず申し出るそと。(無断使用厳禁)
- (b) 服装については3.2の(1)を厳守する。
- (c) 機械・工具等は作業等に点検し、機械は始動前に必ず注油すること。
- (d) 機械の始動・停止の際は必ず協同作業者に合図をすること。
- (e) 機械運転中はみだりにその場を離れぬこと。